平成２６年（フ）第１５号
埼玉県秩父郡小鹿野町長留1509番地１
破産者　イソダウッドワークスこと　磯田　安子
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
埼玉県秩父郡小鹿野町長留1509番地１
破産者　磯田　　秀
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野581番地３
破産者　柴崎　勝男
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
相模原市中央区横山台２丁目９番８号　コーポ栗山205
破産者　佐藤　昭策
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５８号
新潟県長岡市学校町２丁目６番５号
破産者　藤崎　忠男
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
新潟県長岡市学校町２丁目６番５号
破産者　藤崎　　仁
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
新潟県柏崎市春日３丁目３番37号
破産者　吉田　　清
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
山梨県甲府市住吉３丁目26番19号　望月Ｄ
破産者　堀内　剛毅
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
愛知県一宮市浅井町河端字吹25番地２　ロイヤルハイツ201号
破産者　熱田ひろ子（旧姓桃井）
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４４５号
愛知県岡崎市下和田町字神宮司60番地　神宮ハイツ505
破産者　山口　成年
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
愛知県高浜市屋敷町２丁目６番地３
破産者　野々山尚子
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第７０７号
京都市左京区一乗寺庵野町10番地１
破産者　ドゥカミーチェこと　谷口　　薫
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８３５号
京都市右京区太秦一ノ井町10番地18
破産者　村沢　昌則
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８８０号
京都市山科区勧修寺西金ヶ崎221番地、前住所京都市山科区東野八代68番地22
破産者　粟津　康之
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
兵庫県西宮市弓場町６番２号　フローラル弓場102号
破産者　荒川　翔太
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１６号
兵庫県西宮市獅子ケ口町18番５―201号、前住所兵庫県尼崎市武庫町１丁目27番24―401号
破産者　ｍｐｊｊこと　小川　宏樹
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３１号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目５番４号、前住所兵庫県尼崎市東園田町５丁目109番地の20
破産者　岩本　満子
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６０号
京都府相楽郡笠置町大字笠置小字市場37番地の２、破産手続開始時の住所奈良市神殿町384番地の20
破産者　藤原　健司
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５７５号
広島県大竹市玖波４丁目３番10号
破産者　沖中　英夫
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部